

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産  
「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」 設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産のうち、西表島の自然環境の保全や観光管理について検討し、世界遺産登録に伴う要請事項への対応も視野に入れたうえで、当該地域の観光管理計画である「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」の改定を行うため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産 地域連絡会議 西表島部会」の下に、作業部会として当該地域の保全・管理及び観光・エコツーリズムに関わる関係者や専門家で構成する「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」を設置する。

（検討事項）

第 2 条 「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）西表島の観光管理計画（持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画）に関する事項
- （2）その他、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

（構 成）

第 3 条 「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」は、別紙に掲げる機関・団体・個人をもって構成する。なお、参画機関・団体・個人の追加・削除については作業部会の合議により決定する。

（運 営）

第 4 条 「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」に構成機関・団体・個人以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第 5 条 「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」の事務局は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室が務める。

- 2 事務局長は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室長が務める。

（その他）

第 6 条 「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」は、西表島の自然環境の将来にわたる保全・管理及び持続的な観光管理のあり方を検討するため、必要に応じ有識者の意見を聴取し反映する。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

「西表島の観光管理計画改定のための作業部会」  
構成メンバー一覧（令和3年10月現在）

区分	団体名・役職・氏名		属性・選定理由
行政機関	環境省沖縄奄美自然環境事務所		関係行政機関
	林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署		
	林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター		
	沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室		
	沖縄県観光振興課		
	竹富町世界遺産推進室		
地元関係団体・事業者	竹富町観光協会	大島佐喜子	地元観光関連主要団体（一般観光）
	西表島エコツーリズム協会	笠井雅夫	地元観光関連主要団体（体験型観光）
	西表島交通グループ	玉盛雅治	島内バス・レンタカー・動力船事業者
	アイランド・エコシステム・リサーチ	河野裕美	自然環境の調査・研究を行う島内の団体
	八重山観光フェリー	黒島一博	石垣-西表航路の船会社3社の代表として
	八重山ビジターズビューロー	金城徹	西表島への送客側の立場の団体として
専門家	元 NPO 法人沖縄県エコツーリズム推進協議会 会長	花井正光	西表島エコツーリズム推進協議会委員、エコツーリズムの専門家
	琉球大学 名誉教授	横田昌嗣	西表島エコツーリズム推進協議会委員 植物の専門家
	北九州市立自然史・歴史博物館 学芸員	中西希	西表島エコツーリズム推進協議会委員 哺乳類（ヤマネコ）の専門家
	琉球大学国際地域創造学部 教授	越智正樹	観光社会学の専門家 沖縄県の観光に精通
	九州大学アジア・オセアニア研究教育機構 准教授	田中俊徳	元世界遺産センター研修員 環境政策・ガバナンス論の専門家